



福岡医発第524号(地)

平成25年5月15日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第64条の規定による
医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、福岡県保健医療介護部より標記の件について別添の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

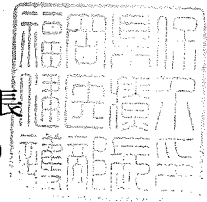
感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

25保衛第234号
平成25年4月23日

(公社) 福岡県医師会長
(公社) 福岡県病院協会
(一社) 福岡県私設病院協会
(公社) 全国自治体病院協議会福岡県支部長
(一社) 福岡県精神病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



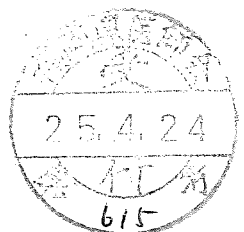
新型インフルエンザ等対策特別措置法第64条の規定による
医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の施行について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

各医師会通知





健 発 0 4 1 2 第 1 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第64条の規定による
医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の施行について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第64条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（平成25年厚生労働省令第60号）が本日公布されたところであるが、その概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 譲渡の申請

厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第64条の規定により医薬品等の譲渡を受けようとする者から、あらかじめ、次の事項を記載した申請書を当該医薬品等を管理する物品管理官等（各医薬品等に応じ、それぞれ厚生労働省所管物品管理取扱規程（平成13年厚生労働省訓第30号）に定める者をいう）を経由して提出させなければならないものとする。ただし、緊急の必要があるときは、申請書の事後提出を条件として口頭による申請も可能とすること。（第1条関係）

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 譲渡を受けようとする医薬品等の品名及び数量
- (3) 譲渡を必要とする理由
- (4) その他必要となる事項

2 譲渡の承認

厚生労働大臣は、1の申請を承認したときは、次の事項を記載した承認



書を申請者に送付するものとする。こと。(第2条関係)

- (1) 譲渡する医薬品等の品名及び数量
- (2) 譲渡目的
- (3) 譲渡期日及び引渡場所
- (4) 譲渡価額(時価よりも低い対価で譲渡する場合)
- (5) 譲渡に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

3 貸付の申請

厚生労働大臣は、法第64条の規定により医薬品等の貸付けを受けようとする者から、あらかじめ、次の事項を記載した申請書を当該医薬品等を管理する物品管理官等を経由して提出させなければならないものとする。こと。ただし、緊急の必要があるときは、申請書の事後提出を条件として口頭による申請も可能とする。こと。(第3条関係)

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 借り受けようとする医薬品等の品名及び数量
- (3) 使用目的及び使用場所
- (4) 借受けを必要とする理由
- (5) 借受希望期間
- (6) その他必要となる事項

4 貸付期間

医薬品等の貸付期間は、厚生労働大臣が特に必要と認める場合を除き、2年を超えることができないものとする。こと。(第4条関係)

5 貸付条件

厚生労働大臣は、3の申請を承認するときは、次の条件を付さなければならないものとする。こと。(第5条関係)

- (1) 貸付医薬品等の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は、厚生労働大臣が貸付けの性質によりこれらの費用を借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除き、借受人において負担すること。
- (2) 貸付医薬品等は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- (3) 貸付医薬品等について修繕、改造その他貸付医薬品等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りではない。
- (4) 貸付医薬品等に投じた改良費等の有益費は請求しないこと。
- (5) 貸付医薬品等は、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (6) 貸付医薬品等は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。

- (7) 貸付医薬品等について使用場所が指定された場合には、厚生労働大臣が特に承認した場合を除き、指定した場所以外の場所では使用しないこと。
- (8) 貸付医薬品等は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
- (9) 借受人が貸付条件に違反したときは、厚生労働大臣の指示に従って貸付医薬品等を返納すること。
- (10) 厚生労働大臣が、特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って貸付医薬品等を返納すること。
- (11) 貸付医薬品等を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を物品管理官等を経由して厚生労働大臣に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
- (12) 厚生労働大臣が、貸付医薬品等について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。
- (13) その他厚生労働大臣が、必要と認める条件

6 貸付の承認

厚生労働大臣は、3の申請を承認したときは、次の事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。こと。(第6条関係)

- (1) 貸付医薬品等の品名及び数量
- (2) 貸付期間
- (3) 貸付目的
- (4) 貸付期日及び引渡場所
- (5) 使用場所
- (6) 返納期日及び返納場所
- (7) 貸付料の額（時価よりも低い対価で貸し付ける場合）
- (8) 貸付条件

7 貸付医薬品等の亡失又は損傷

厚生労働大臣は、借受人が貸付医薬品等を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならないものとする。こと。(第7条関係)

8 施行期日

平成25年4月13日（新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日）から施行すること。